

作成日：2013年12月5日

ベトナム社会主義共和国

特許庁の所在地：

Ministry of Science, Technology and the Environment
National Office of Industrial Property (NOIP)

384-386 Nguyen Trai Street,
Thanh Xuan District,
Hanoi, Vietnam

TEL: 84-4-3558-8217

FAX: 84-4-3858-4002

E-mail: ghqt@noip.gov.vn

Website: <http://www.noipvietnam.com>

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス方法

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 特許権の存続期間及び起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行意匠法について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 世界知的所有権機関を設立する条約 (WIPO条約)
- (4) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (Madrid Agreement)
- (5) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)
- (6) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)

2. 現地代理人の必要性有無

ベトナムに居所を有しない外国の出願人は、登録された現地代理人を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

Vietnam Intellectual Property Association (VIPA)
67 Ba Trieu Stress, Hoan Kiem, Ha Noi
TEL: 04-2242-7298
FAX: 04-6281-3985
E-mail: vipavietnam@gmail.com

4. 出願言語

ベトナム語です。

5. その他関係団体

JETRO HANOI
2nd Floor, 63 Ly Tjao To, Hanoi, Vietnam
TEL: 84-4-3825-0630
FAX: 84-4-3825-0552

6. 特許情報へのアクセス方法

<http://iplib.noip.gov.vn>

これは、ベトナムにおける公開された特許出願等に関する情報へのベトナム特許庁の Industrial Property Digital Library (“IP Lib”) で、唯一のオンラインデータベースで、現時点では、情報を構築中に付きアップデートはされていないとのことです。

特許制度

1. 現行法令について

2009年の改正知的財産法（2010年1月1日施行）が適用されております。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人及び発明者の名称（氏名）及び住所、発明の名称、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

出願日から3ヶ月以内に提出できます。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。

(6) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

提出要求された場合に、翻訳者の証明付き翻訳文の提出が必要となります。

(7) 優先権譲渡証 (Assignment of Priority Right)

ベトナム出願の出願人が優先権主張する基礎出願の出願人と異なる場合、優先権譲渡証の提出が必要です。

譲渡人及び譲受人が署名します。

3. 料金表（単位：ベトナム・ドン(VND)です）

(1) 出願料金

①最初の独立クレーム 100

②各独立クレームにつき 100

③明細書枚数（5枚を超える各用紙） 12

(2) 優先権主張（1件当たり） 600

(3) 審査請求料金：

①最初の独立クレーム 540

②各独立クレームにつき 540

(4) 特許付与料金

①最初の独立クレーム 120

②各独立クレームにつき 100

(5) 期間延長料金	1 2 0
(6) 拒絶査定不服審判請求料金 (各独立クレーム)	5 4 0
(7) 年 金	
① 1年及び2年度 (各年/各独立クレーム)	3 0 0
② 3年及び4年度 (各年/各独立クレーム)	4 8 0
③ 5年及び6年度 (各年/各独立クレーム)	7 8 0
④ 7年及び8年度 (各年/各独立クレーム)	1, 2 0 0
⑤ 9年及び10年度 (各年/各独立クレーム)	1, 8 0 0
⑥ 11年から13年度 (各年/各独立クレーム)	2, 5 2 0
⑦ 14年から16年度 (各年/各独立クレーム)	3, 3 0 0
⑧ 17年から20年度 (各年/各独立クレーム)	4, 2 0 0

4. 料金減免制度について

減免制度は採用されておられません。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 方式審査

- ① 出願が、方式的要件を満たしていないと判断された場合、特許庁はその旨を出願人に通知し、出願人は通知日から1ヶ月以内に補正をすることができます。
- ② 出願人が、適切に補正をしなかった場合、出願は拒絶されます。

(2) 出願公開

- ① 方式的要件を満たした出願は、出願日（優先日）から19ヶ月経過後公開されます。
- ② 出願公開後、一定の要件下、仮保護の権利が発生します。

(3) 不登録事由に関して

主な不登録事由は次の通りです。

- ① 情報の提示
- ② コンピュータプログラム

- ③ 発明、科学的理論及び数学的方法
- ④ 精神的行為、ゲームを行うため、又ビジネスを行うための計画、規則又は方法
- ⑤ 人間又は動物に対する疾病の予防、診断又は治療の方法
- ⑥ 公序良俗に反する発明

(4) 新規性に関して

- ① 出願日（優先日）前、世界のいずれかの場所において発明が開示されている場合、新規性は有しません（絶対的新規性の採用）。
- ② 以下の場合、新規性を喪失の例外が認められます。
 - (a) 特許を受ける権利を有する者の意に反して、出願前6ヶ月以内に公知となった発明
 - (b) 特許を受ける権利を有する者による、出願前6ヶ月以内における研究集会において発表により公知となった発明
 - (c) 特許を受ける権利を有する者による、出願前6ヶ月以内におけるベトナム国内又は国際的博覧会において出展により公知となった発明

(5) 実体審査に関して

- ① 実体審査を受けるためには、出願日（優先日）から42ヶ月以内に出願審査の請求をしなければなりません。
なお、第三者も審査請求をすることができます。
- ② 審査の結果、出願に係る発明が、新規性、進歩性又は産業上利用性の要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行されます。
出願人は、上記拒絶理由通知に対して、通知日から通常2ヶ月以内に、補正書・意見書の提出により、応答することができます。

(6) 異議申立に関して

出願日（優先日）から19ヶ月経過後から特許発行までの期間、第三者は特許庁に異議申立をすることができます。

異議申立の主な理由は次の通りです、

- ① 出願に係る発明が、新規性や進歩性等の特許要件を満たしていない場合
- ② 出願人が、特許を受ける権利を有していない場合、等です。

(7) 分割出願に関して

分割出願は、出願が審査中に行うことができます。

(8) 特許付与に関して

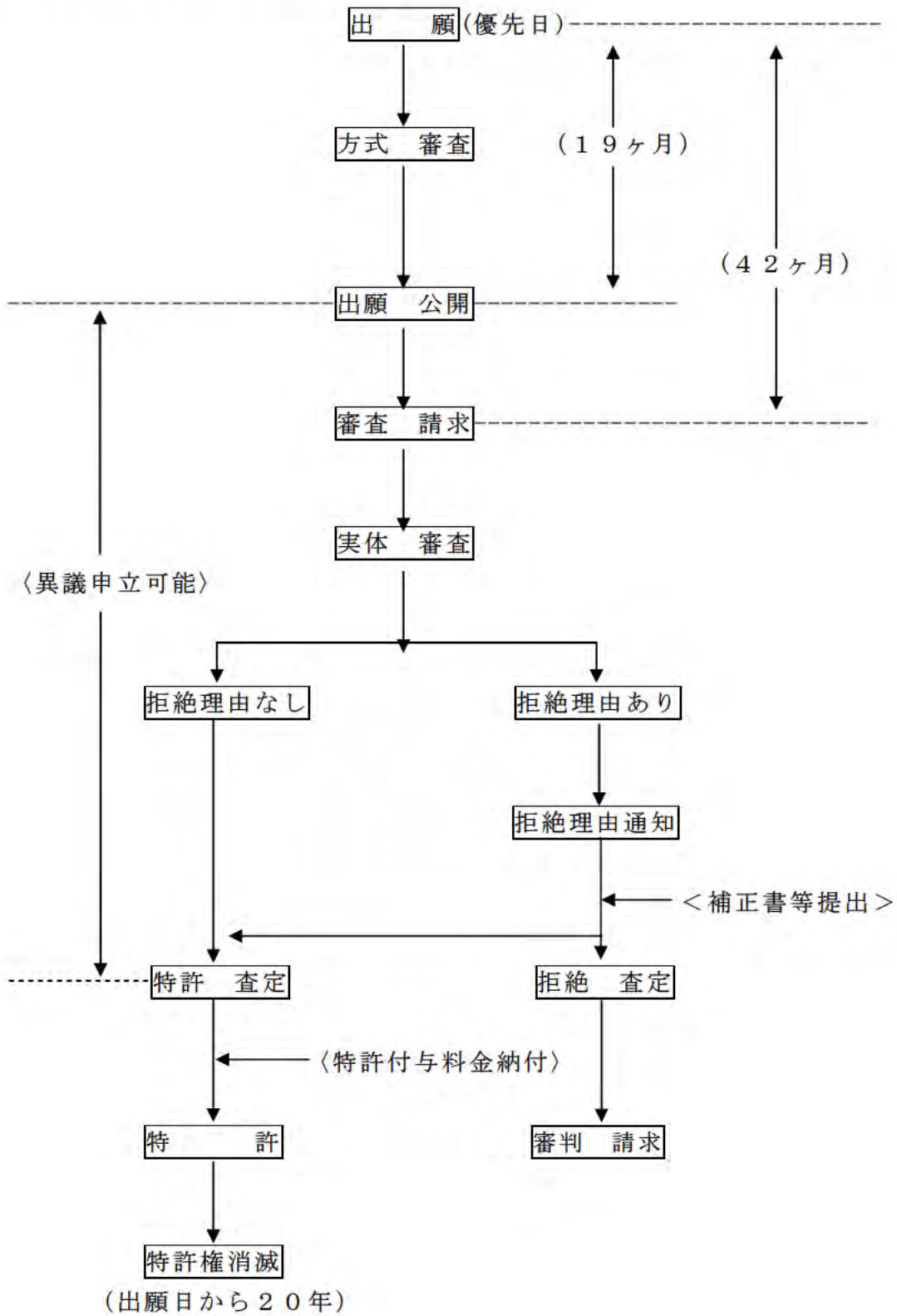
- ① 全ての特許要件を満たしていると判断された場合、特許付与の通知が発行され、出願人は所定の期間内に特許付与及び公告手数料の納付を要請されます。

② 必要な手数料が納付された後、特許の付与が工業所有権公報に公告され、特許証が発行されます。

(9) 審判に関して

特許庁の決定等に対して、出願人又は第三者は特許庁に審判請求をすることができます。

出願から登録までの手続きのフローチャート



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 存続期間は、出願日から20年です。登録日から発生します。
- (2) 年金は特許付与後毎年納付する必要があります。
最初の年金は、特許付与の際に、その後は毎年特許付与日に対応する日前に納付する必要があります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から31ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類：下記の書類のベトナム語翻訳文が必要です。
 - ① 国際出願時の明細書、クレーム、図面中の文言、要約
 - ② 19条の補正がされた場合：国際出願時及び補正後の双方の翻訳文
 - ③ 34条の補正がされた場合：国際出願時及び国際予備審査報告書の附属書によって補正されている双方の翻訳文
- (3) 委任状：
優先日から34ヶ月以内に提出することができます。

11. 留意事項

- (1) 出願審査請求の期限に関して：
 - ① パリルート直接出願の場合、出願日又は優先権を主張する場合は優先日から42ヶ月以内に審査請求する必要があります。
 - ② 一方、PCT国内移行出願の場合には、国際出願日又は優先日から42ヶ月以内となります。
このように、審査請求の起算日が異なり、またPCT国内移行出願の場合は移行してから余り日数がありませんので、出願と同時に審査請求をすることを勧めます。
- (2) PCT国内段階移行出願に関して：
ベトナム移行出願の出願人が国際段階における出願人と異なる場合には、譲渡証の提出を要求される場合があります。
要求された場合には、譲渡人及び譲受人が署名した譲渡証を提出しなければなりませんので、留意して下さい。

実用新案制度

1. 現行法令について

特許の場合と同様です。

2. 実用新案出願時の必要書類

特許の場合と同様です。

(1) 願書 (Request)

出願人・発明者の名称（氏名）及び住所、実用解決案の名称、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。

(6) 優先権譲渡証 (Assignment of Priority Right)

ベトナム出願の出願人が優先権を主張する基礎出願の出願人と異なる場合、優先権譲渡証の提出が必要です。
譲渡人及び譲受人が署名します。

3. 料金表 (単位: ベトナム・ドン (VND) です)

(1) 出願料金

①最初の独立クレーム	1 0 0
②各独立クレームにつき	1 0 0
③明細書頁枚数 (5枚以上1頁につき)	1 2

(2) 明細書等の補正料金

1 2 0

(3) 出願審査請求料金

①最初の独立クレーム	5 4 0
②各独立クレームにつき	5 4 0

(4) 特許付与料金

①最初の独立クレーム	1 2 0
②各独立クレームにつき	1 0 0

(5) 期間延長料金

1 2 0

(6) 審判請求料金

①拒絶不服審判 (各独立クレーム)	5 4 0
②無効審判	3 0 0

(7) 年 金

各年及び各独立クレーム当たり

① 1年目及び2年目	300
② 3年目及び4年目	480
③ 5年目及び6年目	780
④ 7年目及び8年目	1,200
⑤ 9年目及び10年目	1,800

4. 料金減免制度について

減免制度の規定はありません。

5. 実体審査の有無

実体審査は行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 出願は、まず、方式的要件を満たしているか否かについて審査されます。

(2) 出願公開

① 出願は、出願日（優先日）から19ヶ月経過後、公開されます。

② 出願人は、早期公開を請求することができます。

(3) 出願審査請求に関して

① 実用解決特許の付与を受けるためには、出願人は出願日（又は優先日）から36ヶ月以内に出願審査の請求をする必要があります。

② 上記期限内に請求がされなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされます。

なお、第三者も審査請求をすることができます。

(4) 不登録事由に関して

特許の場合と同様です。

(5) 新規性に関して

特許の場合と同様です。

(6) 実体審査に関して

① 実体審査請求後、審査官は新規性及び産業上利用可能性についての審

査を行います。

なお、特許の場合とは異なり、進歩性については審査されません。

- ② 実体審査後、審査官が登録要件を満たしていないと判断した場合には、拒絶理由通知を発行し、出願人は当該通知日から2ヶ月以内に補正書／意見書を提出することができます。

(7) 異議申立に関して

- ① 第三者は、出願公開後登録発行までの期間中、異議申立をすることができます。
- ② 異議申立の主な理由は、次の通りです。
 - (a) 実用解決案に係る考案が登録要件を満たしていない場合
 - (b) 出願人が登録を受ける権利を有していない場合等です。

(8) 登録に関して

実体審査後、実用解決案が登録可能であると判断された場合、出願人はその旨の通知を受け、所定期間内に付与及び公告料金を納付することにより、実用解決特許が付与され、登録原簿に登録されます。

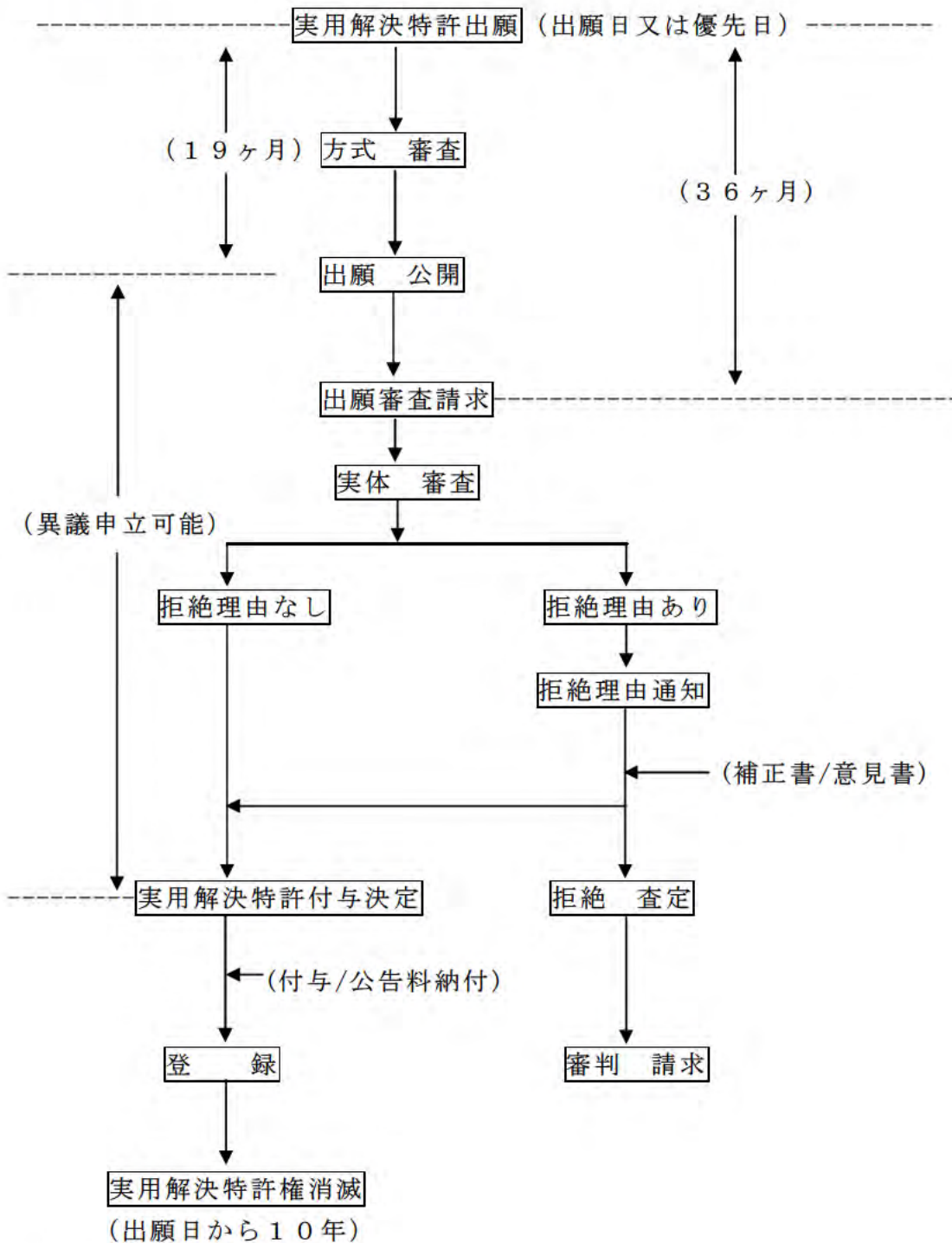
(9) 出願変更に関して

特許出願人は、発明特許の付与又は拒絶査定前に、請求により特許出願を実用解決出願に変更することができます。

(10) 審判請求に関して

拒絶査定等の決定に対して不服を有する場合、出願人は特許庁に対して審判請求をすることができます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 出願日から10年です。登録日から発生します。
- (2) 年金は実用解決特許付与後毎年納付する必要があります。
最初の年金は、実用解決特許付与の際に、その後は毎年特許付与日に対

応する日前に納付する必要があります。

10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について
存在しません。

11. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から31ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類：下記の書類のベトナム語翻訳文が必要です。
 - ① 国際出願時の明細書、クレーム、図面中の文言、要約
 - ② 19条の補正がされた場合：国際出願時及び補正後の双方の翻訳文
 - ③ 34条の補正がされた場合：国際出願時及び国際予備審査報告書の附属書によって補正されている双方の翻訳文
- (3) 委任状：
優先日から34ヶ月以内に提出することができます。

12. 留意事項

- (1) 実体審査及び出願審査請求制度の採用に関して
我が国の方式的・基礎的要件のみの審査で登録する制度と異なり、ベトナムの実用解決特許制度においては、出願審査請求が必要であり、新規性及び産業上利用性の実体審査後に、登録の可否が判断されます。
出願審査請求する期間も発明特許の場合とは異なりますので、これらの点に留意して下さい。
- (2) 出願審査請求の期間に関して
実用解決特許の場合は、出願日（優先日）から36ヶ月と、発明特許の場合に比べ短い期間となっております。
従いまして、審査請求期限の徒過を防ぐために、可能な限り出願と同時に審査請求の指示を、現地代理人にすることを勧めます。

意匠制度

1. 現行意匠法について

特許の場合と同様です。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書

出願人及び創作者の名称（氏名）・住所、優先権主張の情報（主張する場合のみ。国名、出願日、出願番号）等を記載します。

(2) 意匠の説明書

意匠の説明書には、意匠の説明及び意匠の保護の範囲から記載する必要があります。

例えば、記載の条件として、意匠の内容を表す特徴を十分に開示し、かつ、新規であり、既知の意匠とは異なる特徴を明示し、図面等と適合するように記載することが必要です。

(3) 図面又は写真

(4) 優先権証明書

(5) 委任状

出願人が署名します。認証は不要です。

3. 料金表（単位：ベトナム・ドン(VND)です）

(1) 出願手数料（オンライン出願）	1 0 0
(2) 優先権主張手数料	6 0 0
(3) 補正手数料	1 2 0
(4) 公開手数料	1 2 0
(5) 期間延長手数料	1 2 0
(6) 意匠特許付与手数料	2 4 0
(7) 異議申立手数料	3 0 0
(8) 拒絶査定不服審判手数料	3 0 0
(9) 更新手数料	5 4 0

4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

意匠特許出願は実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されています。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。意匠特許出願は全件、実体審査の対象となります。

8. 出願から登録までの手続きの流れ

(1) 方式的要件の審査

出願後、まず方式的要件について審査され、要件を満たしていると判断された場合には、出願番号が付与されます。

(2) 出願公開

- ① 方式的要件を満たした出願は、その方式上有効であるとして受理された日から、2ヶ月以内に公開されます。
- ② 出願公開により、仮保護の権利が発生します。

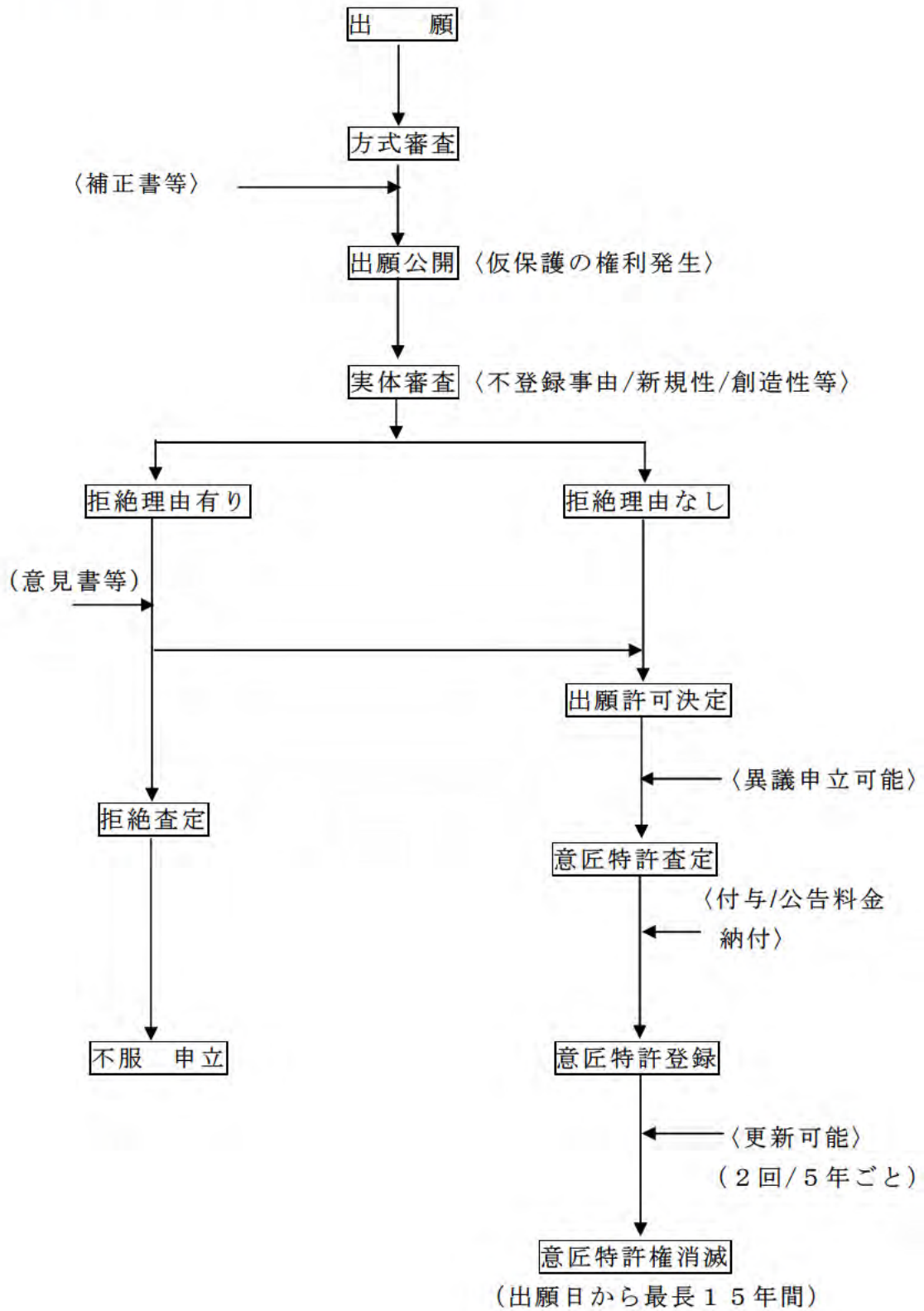
(3) 実体審査

- ① 出願は、不登録事由、新規性、創造性、産業上利用性について審査されます。
- ② 不登録事由に関して
主な不登録事由は次の通りです。
 - (a) 物品の外観であって、当該物品の技術的特徴のみからなる意匠
 - (b) 物品の外観であって、当該物品の使用中に視認できない意匠
 - (c) 公共の又は工業上の建造物の外観である意匠
- ③ 新規性に関して
出願日（優先日）前に、国内又は世界のいずれかにおいて、意匠が使用等されている場合には、新規性を有しません（絶対的新規性の採用）。
<グレイス・ピリオド>
以下の場合、意匠が公知となった日から6ヶ月以内に、出願をした場合には、新規性を有するものとみなされます。
 - (a) 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、意匠が公知になった場合
 - (b) 意匠登録を受ける権利を有する者が、研究集会において意匠を発表した場合
 - (c) 意匠登録を受ける権利を有する者が、国内又は国際博覧会に出展することにより、意匠が公知になった場合
- ④ 創造性に関して
新規性を喪失した意匠に基づいて、当業者が容易に創作することがで

きない場合には、創造性があるものと判断されます。

- ⑤ 実体的要件の審査の結果、審査官が登録要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知が発せられ、出願人は所定期間内に補正書等の提出をすることができます。
- ⑥ 一方、登録要件を満たしていると判断された場合には、出願許可の決定が行われ、第三者はその公告日から異議申立をすることができます。
- ⑦ その後、意匠が特許可能と判断された場合には、特許付与及び公告手数料を納付することにより、意匠特許が付与され、登録原簿に登録された後に公報に公告されます。
- ⑧ 拒絶査定に対して不服を有する出願人は、特許庁に対して審判請求をすることができます。

出願から登録までの手続きのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 意匠権の存続期間は、出願日から5年です。
- (2) 存続期間は、5年間に付き2回更新することができます。
従いまして、意匠特許権の存続期間は最長出願日から15年となります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は導入されておられません。

11. 留意事項

- (1) 意匠の保護対象
 - ① 保護対象は、線、三次元形状、色彩又はその組合せで表現される物品の外観であって、新規性及び創造性を有し、工業製品又は手工芸製品の製造用パターンとして使用されるものであると、されております。
 - ② なお、意匠が、製品に対して視認可能であり、工業的又は手作業的方法により大量生産できる場合には、パターンとして使用できるものとみなされます。
- (2) 意匠権の効力
意匠権としての保護範囲は、登録意匠と同一物品及びこれに類似する外観を有する物品が対象とされます。
- (3) 無効／取消審判
第三者は、特許庁に無効審判を請求することができます。
主な理由は、次の通りです。
 - ① 意匠特許が、新規性の要件を満たしていなかった場合
 - ② 意匠特許が、不登録事由に該当していた場合
 - ③ 意匠特許が、登録を受ける権利を有する者でなかった場合等

商標制度

1. 現行法令について

特許の場合と同様です。

2. 商標出願時の必要書類

商標及びサービスマークの出願に必要な事項及び書類は以下のとおりです。

(1) 願書

出願人の住所及び氏名（法人の場合は名称）、商品・サービスの表示及びそれらの属する区分、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

一出願多区分制が導入されましたので、一出願で複数の区分を指定することが可能です。

(2) 委任状

出願人が署名します。認証は不要です。

(3) 商標見本

(4) 優先権証明書

3. 料金表（単位：ベトナム・ドン(VND)です）

(1) 出願料金

① 1 区分（商品・役務 6 品目まで）	3 6 0
② 追加区分（商品・役務 6 品目まで）	3 6 0
③ 7 品目以上（各商品・役務）	3 0

(2) 優先権主張料金

6 0 0

(3) 補正料金

1 2 0

(4) 期間延長請求料金

1 2 0

(5) 登録付与料金

2 4 0

・各追加区分当たり

1 0 0

(6) 更新出願料

① 1 区分当たり	5 4 0
② 各追加区分当たり	5 4 0

(7) 異議申立料金

3 0 0

(8) 拒絶査定不服審判請求料金

3 6 0

(9) 無効請求料金

4 2 0

(10) 取消請求料金

5 4 0

(11) 譲渡申請料金

7 5 0

4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象になります。

6. 出願公開制度の有無

公開制度は採用されております。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ

一商標多区分制が採用されております。

商標出願は方式審査を経た後、不登録事由に該当するか否かについて審査されます。

(1) 方式要件審査

① 出願は、まず方式的要件を満たしているか否かについて審査され、満たしていない場合は、指令発行日から1ヶ月以内に補正する機会が与えられます。

② 方式的要件を満たしている場合には、出願日が与えられます。

(2) 出願公開に関して

① 方式的要件を満たした出願は、出願が受理された日から2ヶ月以内に、公報に公開されます。

② 出願公開日から登録付与の決定の前日まで、第三者は異議申立をすることができます。

(3) 不登録事由に関して

商標とは、他人の商品等から区別するために使用する標識であり、登録されるためには視認可能であり、自他商品等識別力を有することが必要です。

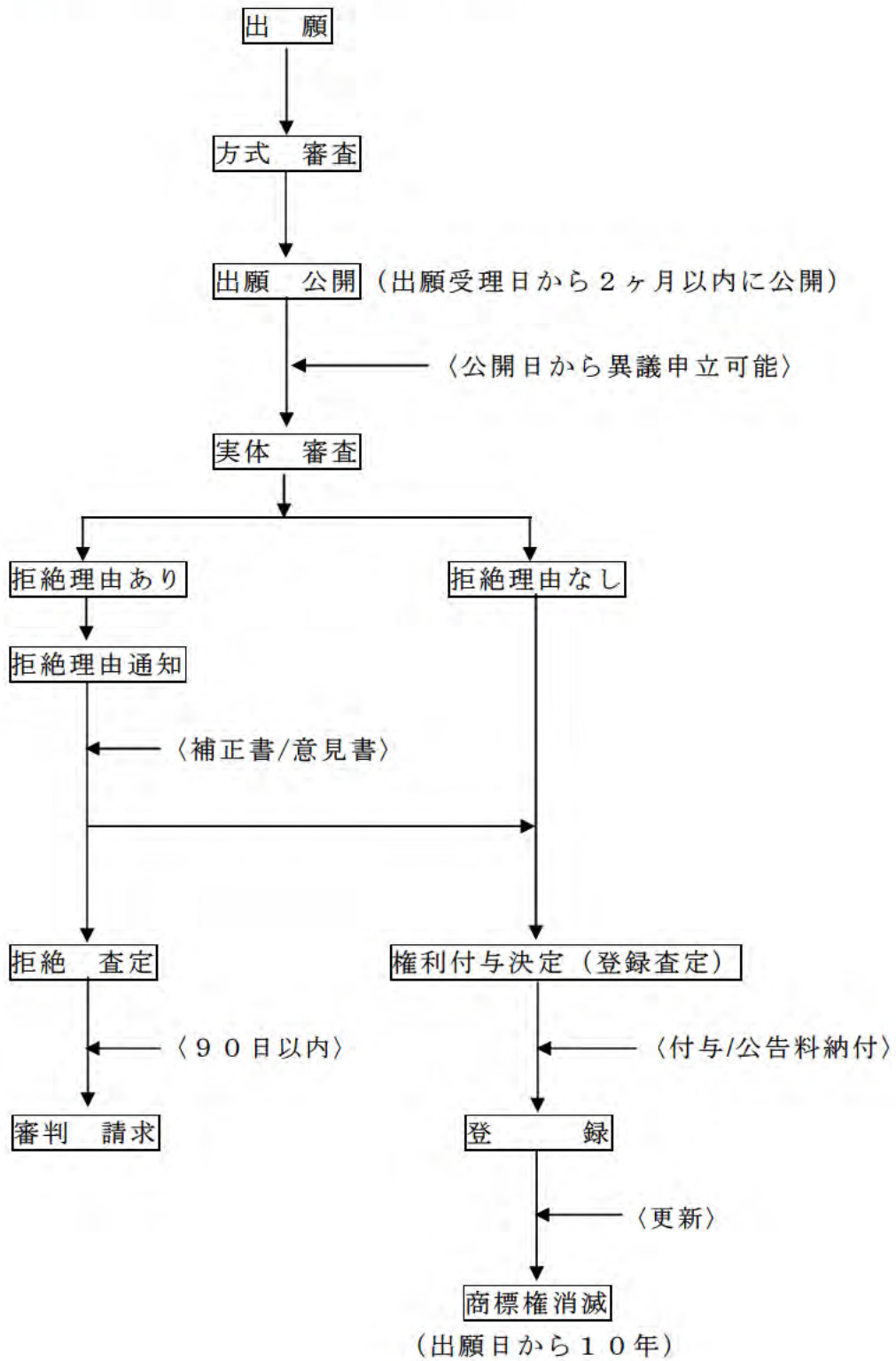
① 主な絶対的拒絶理由は次の通りです。

(a) 識別力を欠く商標の場合（但し、使用により識別力を獲得した場合は除く）

(b) 周知である標識、記号、図又は商品の一般的名称の場合

- (c) 商品又は役務の製造時期・場所・方法、種類、質、特徴等からなる記述的商標の場合
 - (d) 国際機関等の表象、旗章等と同一又は類似する商標の場合
 - (e) ベトナム又は外国の国家指導者、著名人の氏名、雅号又は肖像と同一又は類似する商標の場合
 - (f) 商品又は役務の出所、性質、品質等について、消費者が誤認・混同するおそれのある商標の場合
- ② 主な相対的不登録事由は次の通りです。
- (a) 同一又は類似の商品若しくは役務に関して、ベトナムで登録されている他人の商標と同一又は混同が生じる程、類似する商標の場合
 - (b) 他人の周知商標と同一又は混同が生じる程、類似する商標の場合
 - (c) 保護されている商号と同一又は混同が生じる程、類似する商標で、その商標の使用が商品等の出所について消費者を誤認させる恐れのある商標の場合
 - (d) 商標権消滅後5年を経過していない他人の商標と同一又は混同が生じる程、類似する商標の場合
- (3) 実体審査に関して
- ① 登録要件審査後、審査官が拒絶理由を発見した場合は、拒絶理由が通知され、出願人は当該通知日から所定の期間内に補正書、意見書の提出又は分割出願等を行うことができます。
 - ② 上記拒絶理由通知に対して応答後、依然として当該拒絶理由を解消できなかった場合、出願は最終的に拒絶されます。
 - ③ 一方、審査官が登録要件を満たしていると判断した場合、権利付与の決定が行われ、所定の手数料が納付された場合には登録され、登録証が発行されます。
- (4) 審判請求に関して
- 登録拒絶査定に不服を有する場合、出願人は拒絶査定の通知日から90日以内に、特許庁へ審判請求を行うことができます。

出願から登録までの手続きのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 存続期間は出願日から10年です。登録日より発生します。
- (2) 存続期間は10年単位で更新することができます。
- (3) 更新出願は存続期間の満了前6ヶ月から満了までに行う必要がありますが、満了後6ヶ月の猶予期間があります。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での使用義務はありません。

11. 保護対象

- (1) 商標は、言葉、文字、画像、描画、色彩、又は3次元形状、及びこれらの組合せ、定義されております。
- (2) 登録を受けるためには、商標が視認できるものであり、商標を使用する自己の商品又は役務を、他人の商品等から区別することができる必要があります。
- (3) 立体商標、団体商標、証明商標及び連合商標も保護対象とされております。

12. 留意事項

- (1) 異議申立に関して
登録付与前の異議申立制度が採用されており、出願が公開された後権利付与決定まで、異議申立をすることができます。
- (2) 不使用による取消に関して
登録商標が継続して5年以上、正当な理由なく、使用されていない場合には、第三者は商標登録の取消を請求することができます。
- (3) 無効審判に関して
 - ① 第三者は、以下の理由に該当するときは、商標登録の無効を特許庁に請求することができます。
 - ② 主な無効理由
 - (a) 商標登録が法律に違反していた場合
 - (b) 先行する商標権が既に存在していた場合
 - (c) 商標権者が、出願により生じた権利を有していなかった場合
 - ③ 無効審判を請求することができる期間は、悪意によって登録を受けた場合を除き、登録日から5年の除斥期間が適用されます。
なお、登録の無効が確定した場合、商標権は登録日から存在しなかったものとみなされます。
- (4) 使用許諾に関して

ライセンス契約を第三者に対して対抗するためには、当事者が書面に署名し、且つ公証受け、特許庁に登録する必要があります。

(5) 国際商標登録に関して

ベトナムは、マドリッド協定及びマドリッド議定書の締約国ですので、ベトナムを指定することにより、国際商標登録により商標の保護を求めることができます。